

令和6年度東京都立産業技術大学院大学における研究活動の不正行為等防止計画

東京都立産業技術大学院大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成21年3月31日20法人規則第62号）第5条第4項の規定に基づき、以下のとおり令和6年度東京都立産業技術大学院大学における研究活動の不正行為等防止計画を定める。

今後、この計画に基づいて研究活動の不正行為等の防止に取り組み、実施状況を検証しながら、また、不正行為等を事前に防止する対応策の検討をさらに進め、必要に応じて対応策の内容を見直していく。

なお、この計画は、策定した日から次年度の計画を策定する日まで有効とする。

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的な考え方

ガイドラインに基づく取組事項	対応策	実施時期
5 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律		
(2) 研究機関の管理責任 研究機関において、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や不正行為を事前に防止する取組を推進すべきである。	研究活動の不正行為等防止計画を策定し、不正行為を事前に防止する取組を推進する。	随時

第2節 不正行為の事前防止のための取組

ガイドラインに基づく取組事項	対応策	実施時期
1 不正行為を抑止する環境整備		
(1) 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上 研究機関においては、「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められる。	本学に所属する教員を対象に学内倫理研修及び一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のeラーニング（単元：責任ある研究行為ダイジェスト）を実施する。倫理研修については、既受講者に対して最新の資料を配付する。【継続】 意識向上と知識定着を図るため、より一層効果的な啓発活動を実施【強化】 授業（情報技術者倫理、技術倫理）にて実施する。【継続】	随時

<p>学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進することが求められる。</p>	<p>また、授業や PBL に参加するにあたり研究倫理教材を配付し、教育研究倫理誓約書を回収する。【継続】</p>	<p>時間割に応じて実施 随時</p>
<p>(2) 研究機関における一定期間の研究データの保存・開示 研究機関において、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設け、その適切かつ実効的な運用を行うことが必要である。なお、保存又は開示すべき研究データの具体的な内容やその期間、方法、開示する相手先については、データの性質や研究分野の特性等を踏まえることが適切である。</p>	<p>東京都立産業技術大学院大学における研究データの保存等に関するガイドラインにおいて、研究データは研究者自身が責任をもって保存・管理し、部局長（研究科長）は、研究者に対し研究倫理教育の一環として適切なデータの保存・管理についての教育、指導に努める。</p>	<p>随時</p>

第3節 研究活動における特定不正行為への対応

ガイドラインに基づく取組事項	対応策	実施時期
<p>2 研究・配分機関における規程・体制の整備及び公表</p>		
<p>研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を適切に整備し、これを公表すること。</p>	<p>東京都立産業技術大学院大学研究活動の不正行為等に係る調査手続等に関する取扱規程により定めている。また、HP で公表している。</p>	<p>—</p>